

議長（竹島ユリ子君） 7番 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） きょうは、私、ちょっと風邪ぎみなので途中で水を飲ませてもらうかもしれません。よろしくをお願いします。

きょうは中学生の皆さん、ご苦労さまでございます。皆さんがきょう体験しておられるのは、地方議会の一般質問であります。もっと議員の多いところだと、代表質問というものもありますが、きょうの場合は各議員がこういうことを聞きたいということで質問し、その点を村長や担当課長が答弁しているわけであります。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず、入札について質問をしたいと思います。

私は舟橋会館によく行くのですが、ことしは役場を改修している関係で、入札は舟橋会館で行われています。ですが、そこに書いてあるのは、何時から入札がありますということで、ちょっと大ざっぱだなと思うようなことが書いてあるものですから、私も滑川市や立山町など、ほかはどうしているのかなと思って回ってきましたら、全部掲示板にきちんと張ってあるところから、各課に箱の中に入札実施要項や入札調書、随契においても1つの事業につき7、8件の入札が出ています。

舟橋の掲示板はどうかと思って見ているのですが、副村長はよく職員研修をしていると言われますが、橋梁を見ましても、3枚ほど何でとめてあるのかわかりませんが、真ん中でとめてあるものですから、折れてちょっと見にくいんですよ。ああいうことは舟橋村は村民に対して、公開して皆さんに伝えていく意思があるのかどうかということ、私はちょっと疑問に思っています。

本文に入らせていただきます。

高知県前橋本知事は、不透明な資金の流れをなくすため、入札制度の改革と情報公開を徹底することによって、公共事業の発注の透明化を図った。その結果、あからさまな天の声で落札者が決まることは通常起こり得なくなっているが、それでも業界側は談合で決まった落札予定者を確実に入札に参加させるため、また談合の輪に入らない業者を入札から除外するため、過去の実績や特殊な技術力などで入札の条件を絞り込むように行政に働きかけると述べています。

全国市民オンブズマン会議の幹事が入札の落札率の上限は85%でとめるべきで、それ以上だと談合組織の復活や、コストダウンの努力をしなくなるおそれがあると言っています。

宮城県は談合の発覚事件で、後任の知事が主導した改革で談合がやりにくい一般競争入札の適用を増やすなどの処置で、率は発覚前は90%あったそうですが、79%まで急落し、業者からはこれでは経営が成り立たないと見直しを求める声が出ているそうです。

昨年12月、滑川市は不祥事件発覚後実施した年間の指名・一般競争入札の平均落札率は83%で、その内訳は工事関係が911件で84.48%、業務委託が59件で75.87%、物品購入が27件で90.30%であったと新聞で公開しています。舟橋村においても、国、県への報告が義務づけされているはずで、滑川市のように公開されることを要望いたします。

総務、国土交通、財務の3省は、公共事業の入札実態調査結果を2月17日に発表しています。政令指定都市を除く177市町村のうち、談合防止に効果があったとされる一般競争入札をしていたのは、65%にとどまっていると言います。

公共事業の入札は、地方自治法で一般入札が原則とされているが、県などが100%に比べて入札改革の遅れが明らかとなっている。ただ、小規模自治体は、一般競争入札の担当職員の確保が難しく、国は結果を分析し、支援策などを検討していると言われます。

入札物件によっての相違もありますが、予算執行者が随意契約等に付するとき、予算執行者側の入札を受理する職員担当者はそれ相当の知識や認識を持つことが必須と考えられます。周りの自治体の職員と比べた場合、精通度や仕事に対する姿勢に遜色はないのか。村長はどのようにお考えでしょうか。

また、職員の資質の向上には際限がありません。それに対してトップはどのような指示や対応をされているのか教えてください。

小さな自治体だから詳しくわかる担当職員もいないだろう。適当に見積りなどをしようという不逞のやからになめられるようなことがあっては、村民の不利益ははかり知れないものがあります。

予算公開の原則があり、地方自治法は予算の要領を住民に公開する原則法が219の2と規定します。長は、条例の定めるところにより毎年2回以上、歳入歳出予算の執行状況並びに財産地方債及び一時借入金の現在高、その他財政に関する事項を住民に公表しなければならないと義務づけています。その一つの方法として、村報に公開しております入落札もそのように公開できないものでしょうか。周りの自治体と比較すると、扱

う数も少なく、3万円以上の落札の経過、結果、内容などを克明に毎月の村報に公開すればいかがかと考えます。さすれば村民の皆さんは、舟橋の役場は真摯に自分たちのことを考えて仕事をしていてくれると実感もでき、行政に対する信頼度も増すのではないかと思います。村長の考えをお尋ねします。

次は、子宮頸がんのワクチン投与に村費助成ができないかということでお尋ねします。

このワクチンの投与で、副作用等の発症例があれば別ですが、今後は国、自治体、保護者の一体化が求められるようになるのではないかと私は思っています。

平成22年度舟橋村予算編成概要の1つに、女性特有のがん検診推進事業として、無料クーポン券などを交付し、がん検診率の向上を図るため、村費67%、国、県33%、合計75万円が計上されています。しかし、3月11日、きのうですが、全国平均利用率は12.5%で、また自治体格差が40%あると発表しております。さらなる啓発が望まれると言っています。舟橋村は何%になっているのかご存じでしょうか。

そのうちの子宮頸がんについて、もっと踏み込んだ助成ができないものか、以下の理由によって村長の考えをお尋ねします。

このがんはウイルスによって感染するがんであり、発症に深くかかわっているヒトパピローマウイルスの感染を防ぐワクチンが、最近日本でも承認されました。外国では既に約30カ国でワクチン投与の無料化が進んでいると言われています。11歳以上の若い女性に1回約1万2,000円ほどのワクチン投与を、半年に最低3回することで90%ほどの効果があるとされています。また、現在の医学でがんを予防できるワクチンはこれしかなく、効果が期待できるのではないのでしょうか。

1月の国会で公明党の松あきら氏がだれもがこのがんの予防接種を受けられるよう公費助成の英断をとの質問に、積極的に検討し、できる限り早期に実現できるようにするとの政府答弁がありました。望まなくても性犯罪に巻き込まれ、このがんに感染し被害者になる可能性もあります。将来の少子化対策や自治体医療費の軽減を図る意味においても、対象者を高校生までにするのか。舟橋中学の50名ほどの女子生徒にするか希望者を募り、1回分の接種費だけでも村費負担をし、少しでも安全で健康な村民生活ができるような施策を早期に実現すれば、小さな舟橋村から国へのメッセージとなって国費助成が早期に実現できるアクションにもなるのではないかと考えますが、村長の考えをお伺いいたします。

今中学生の方が来ておられますが、その方が生まれたころに阪神大震災でスイスから

来た救助犬を動物検疫するために3日間ぐらい空港に差しどめましたが、その間に人間の何人かの命が救われた可能性があったはずです。

また、現場に全国から続々と救援物資が届く。中には生鮮食料品も混ざっていたが、勝手にあけては法律に引っかかって、何かあれば自分の責任になってしまう。現場の役人たちは腐るのがわかっているにもかかわらず手をつけなかった。そのとき視察にやってきた大臣が、「おれが責任を取るからあける」と命令を出して、救援物資が各地の避難所に均等に行き渡るようになった。日本がこれほどまでの事なかれ主義の無気力になってしまったのは、バブル崩壊の1989年までにあまりにもよい時代が続き、民間までもこの事なかれ主義にどっぷりつかった結果が一番の要因だと言う人もいます。

この例は何事にも共通する面があると思います。例えば舟橋村に何かの災害が発生しても、マニフェストがいかに立派なものできていても活用するのは人間です。トップの判断の正確さや強い指導力が求められると思います。よろしく願いいたします。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 7番嶋田議員のご質問にお答えいたします。

まず、入札情報公開についてであります。

ご指摘のとおり入札の執行に際しましては、公平かつ適正に執行することが最も大切なことでもあります。ご存じのとおり、舟橋村では、従来指名競争入札制度を採用しておりましたが、透明性、客観性、競争性の観点から、平成20年度より、5,000万円以上につきましては、条件付一般競争入札制度を導入しているところであります。また、同時に低価格入札による手抜き工事の防止や品質等に配慮いたしまして、低入札価格調査制度もあわせて導入しているところであります。

今後におきましても、さらなる公共工事の品質確保に向け、総合評価方式につきましても、本村の状況、他の自治体の動向等を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

先ほどご指摘ありました入札結果の公開につきましては、透明性の観点からも大切であると思っております。広報誌やホームページで入札結果を公開することによりまして、いつ、どこで、どのような工事が行われるか、ご理解いただけるものと思っております。新年度当初からすぐに対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくご願ひ申し上げたいと思ひます。

次に、子宮頸がんのワクチン助成のことについてお尋ねがありましたのでお答えいた

します。

舟橋村では、がん検診は春と秋の集団検診と病院で受診する施設検診を実施しております。対象者全員に受診券を送付してやっているわけでございます。また、受診率向上対策といたしましては、節目検診も実施し、該当される方は無料でがん検診が受けられる制度をとっているところであります。さらに、平成21年10月には、女性特有のがん検診推進事業にも取り組んでおりまして、特定の年齢の方に無料クーポン券を交付いたしまして、子宮がん、乳がん検診の無料化を図っておりまして、平成22年度予算にもそれを織り込んでいるところでありますので、今後とも継続して実施してまいりたいと考えてございます。

子宮頸がんにつきましては、子宮の入り口にできるがんでありまして、以前は40歳から50歳代以降に多い病気であったと報知されていたわけでございますが、最近では20歳から30歳代の発症が増加しているところであります。子宮頸がんはヒトパピローマウイルス（HPV）の感染が原因であるということが判明いたしました。近年、子宮頸がんの原因となるHPVに対するワクチンが開発されまして、日本では昨年10月1日に承認されまして、12月22日より一般の医療機関で接種が可能となりました。

しかし、子宮頸がんワクチンの接種に当たりましては、現在のところ予防接種法に基づかない任意接種でありますので、健康被害発生時の補償の問題が絡んでまいります。また、接種対象年齢に該当する中学生等及び保護者に対する意識の啓発や教育委員会との連携が必要であること、医師会との調整あるいはまた効果や副作用等への対応など、詳細な情報を入手した上での検討が必要だということを知っておりますし、他のワクチン接種とのバランスもあります。

今後、国や県の検討状況等を注視していくことが私は最も大切なことだと思っております。今すぐに助成をできる体制ではないというふうに理解しているところでございますが、いずれにいたしましても、国の施策として、こういったがんに取り組むなど向こうから指示があれば、当然我が村も取り組んでまいらねばならないということになりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

そういうことでありますので、私の答弁とすればこの程度だということでご理解をいただきまして、嶋田議員の質問に対する答弁にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。